議第79号

三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例案

三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に	
	よる障害厚生年金又は被用者年金制度の一元	
	化等を図るための厚生年金保険法等の一部を	
	改正する法律(平成24年法律第63号。以下	
	「平成24年一元化法」という。) 附則第41条	
	第1項の規定による障害共済年金若しくは平	
	成24年一元化法附則第65条第1項の規定によ	0. 73
	る障害共済年金(以下「障害厚生年金等」と	
	いう。)及び国民年金法(昭和34年法律第	
	141号) による障害基礎年金(同法第30条の	
	4の規定による障害基礎年金を除く。以下単	
	に「障害基礎年金」という。)	
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障	
	害について障害基礎年金が支給される場合を	0. 86
	除く。)	
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害	
	について障害厚生年金等又は平成24年一元化	
	法附則第37条第1項に規定する給付のうち障	
•	•	•

	害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前		
	国共済法による障害共済年金」という。) 若		
	しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に	0.	88
	規定する給付のうち障害共済年金(以下「平		
	成24年一元化法改正前地共済法による障害共		
	済年金」という。)が支給される場合を除		
	< 。)		
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60		
	年法律第34号。以下「国民年金等改正法」と		
	いう。)附則第87条第1項に規定する年金た	0.	75
	る保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保		
	険法による障害年金」という。)		
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定す		
	る年金たる保険給付のうち障害年金(以下		
	「旧厚生年金保険法による障害年金」とい	0.	75
	う。)		
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定す		
	る年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国	0.	89
	民年金法による障害年金」という。)		
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障		
	害について障害基礎年金が支給される場合を	0.	83
	除く。)		
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害		

法改正前国共済法による障害共済年金若しく は平成24年一元化法改正前地共済法による障害共余年金が支給される場合を除く。) 旧船員保険法による障害年金 の、74 旧厚生年金保険法による障害年金 の、89 遺族補償年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年 金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。) 造族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡		について障害厚生年金等又は平成24年一元化		
審共済年金が支給される場合を除く。) 旧船員保険法による障害年金 0.74 旧厚生年金保険法による障害年金 0.74 旧国民年金法による障害年金 0.89 遺族補償年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金者しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金にという。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)		法改正前国共済法による障害共済年金若しく	0	. 88
旧船員保険法による障害年金 0.74 旧厚生年金保険法による障害年金 0.74 旧国民年金法による障害年金 0.89 遺族補償年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年 金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」とい う。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。)		は平成24年一元化法改正前地共済法による障		
旧厚生年金保険法による障害年金 0.74 旧国民年金法による障害年金 0.89 遺族補償年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年 金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」とい う。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。)		害共済年金が支給される場合を除く。)		
旧国民年金法による障害年金 0.89 遺族補償年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年 金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金とを除く。以下単に「遺族基礎年金」という。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を 0.84 除く。)		旧船員保険法による障害年金	0	74
遺族補償年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年 金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を 0.84 除く。)		旧厚生年金保険法による障害年金	0	74
24年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年 金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」とい う。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。)		旧国民年金法による障害年金	0	. 89
遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年 金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」とい う。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。)	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成		
第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年 0.80 金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 0.84 除く。)		24年一元化法附則第41条第1項の規定による		
下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年 金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」とい う。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 0.84 除く。)		遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則		
金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」とい う。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。)		第65条第1項の規定による遺族共済年金(以		
附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合をの、84年)		下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年	0	. 80
を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。)		金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法		
う。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。)		附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金		
遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死 亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。)		を除く。以下単に「遺族基礎年金」とい		
亡について遺族基礎年金が支給される場合を 除く。)		う。)		
除く。)		遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死		
		亡について遺族基礎年金が支給される場合を	0	. 84
造族其磁圧全(当該補償の事中となった死亡		除く。)		
退灰坐幌十並(コ欧州頂の事用となりだれ		遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡		
について遺族厚生年金等又は平成24年一元化		について遺族厚生年金等又は平成24年一元化		
法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺		法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺		
族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第 0.88		族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第	0	. 88
61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年		61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年		

金が支給される場合を除く。)又は国民年金		
法による寡婦年金		
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定す		0.0
る年金たる保険給付のうち遺族年金	0.	80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定す		0.0
る年金たる保険給付のうち遺族年金	0.	80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定す		
る年金たる給付のうち母子年金、準母子年	0.	90
金、遺児年金又は寡婦年金		

同条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について		0.0
障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.	86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障		
害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法によ		0.0
る障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済	0.	88
法による障害共済年金が支給される場合を除く。)		
旧船員保険法による障害年金	0.	75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.	75
旧国民年金法による障害年金	0.	89

別表第1備考中「別表第1」を「別表第2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三島市議会の議員

その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。) 附則第5条の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例附則第 5 条の規定は、平成27年10月 1 日(以下「適用日」という。)以 後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給す べき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日 前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に 支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33 年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域 加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公 務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合 法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第 8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定 する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規 定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをい う。)又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有す るものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算 遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による 職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又 は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和 37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職

域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るた めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成 27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」とい う。) 第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第 5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算 額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令 第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の 規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項 に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額 のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が 同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保 険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第 1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準 の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法 律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規 定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障 害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定 により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方 公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しく は遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規 定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

平成27年11月26日提出

三島市長 豊 岡 武 士